

○ 開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（平成14年6月金融庁総務企画局）

改 正 案	現 行
<p data-bbox="170 352 1106 592">このガイドラインは、電子開示手続又は任意電子開示手続について、開示用電子情報処理組織を使用して行う場合又は磁気ディスク（「<u>金融商品取引法施行令第14条の11第2項の規定に基づき磁気ディスクの技術的基準を定める件（平成16年金融庁告示第34号）</u>」に定める基準に適合する磁気ディスクをいう。以下同じ。）の提出により行う場合の留意事項を示したものであり、電子開示手続又は任意電子開示手続に関する一般的な留意事項については、それぞれの手続に関するガイドラインを参照するものとする。</p> <p data-bbox="147 639 412 667">A 基本ガイドライン</p> <p data-bbox="147 703 333 730">1 一般的事項</p> <p data-bbox="185 762 318 790">（受付時間）</p> <p data-bbox="147 794 1115 916">1-2 開示用電子情報処理組織を使用して電子開示手続若しくは任意電子開示手続を行うことができる時間は、原則として、平日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日以外の日をいう。）の午前9時00分から午後5時15分までであることに留意する。</p> <p data-bbox="147 979 360 1007">2 登録届出関係</p> <p data-bbox="170 1038 674 1066">（電子開示システム登録届出書の提出方法）</p> <p data-bbox="147 1070 1115 1315">2-1 電子手続府令第2条第1項の規定により電子開示システム登録届出書（電子手続府令第2条第1項に規定する電子開示システム登録届出書をいう。以下同じ。）を提出する場合は、郵送その他の方法により提出するものとする。この場合には、当該電子開示システム登録届出書を提出しようとする登録届出者（電子手続府令第2条第1項に規定する登録届出者をいう。）に書面を郵送するための封筒（日本工業規格A4版の用紙1枚を折りたたんだ状態で郵送することができる大きさのもので、当該登録届出者の宛先を記載し、当該登録届出者が料金を負担するものに限る。）<u>1枚を提出するものとする。</u></p> <p data-bbox="170 1347 302 1374">（添付書類）</p> <p data-bbox="147 1378 1115 1465">2-2 電子手続府令第2条第4項の規定により電子開示システム登録届出書に添付する書類は、電子開示システム登録届出書の提出日以前3月以内に取得したものに限りことに留意する。</p>	<p data-bbox="1153 352 2089 576">このガイドラインは、電子開示手続又は任意電子開示手続について、開示用電子情報処理組織を使用して行う場合又は磁気ディスク（「<u>証券取引法施行令第14条の11第2項の規定に基づき磁気ディスクの技術的基準を定める件（平成16年金融庁告示第34号）</u>」に定める基準に適合する磁気ディスクをいう。以下同じ。）の提出により行う場合の留意事項を示したものであり、電子開示手続又は任意電子開示手続に関する一般的な留意事項については、それぞれの手続に関するガイドラインを参照するものとする。</p> <p data-bbox="1131 639 1395 667">A 基本ガイドライン</p> <p data-bbox="1131 703 1317 730">1 一般的事項</p> <p data-bbox="1169 762 1301 790">（受付時間）</p> <p data-bbox="1131 794 2098 943">1-2 <u>電子手続府令第2条第3項の規定による入力又は開示用電子情報処理組織を使用して電子開示手続若しくは任意電子開示手続を行うことができる時間は、原則として、平日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日以外の日をいう。）の午前9時00分から午後5時15分までであることに留意する。</u></p> <p data-bbox="1131 979 1344 1007">2 登録届出関係</p> <p data-bbox="1169 1038 1673 1066">（電子開示システム登録届出書の提出方法）</p> <p data-bbox="1131 1070 2098 1315">2-1 電子手続府令第2条第1項の規定により電子開示システム登録届出書（電子手続府令第2条第1項に規定する電子開示システム登録届出書をいう。以下同じ。）を提出する場合は、郵送その他の方法により提出するものとする。この場合には、当該電子開示システム登録届出書を提出しようとする登録届出者（電子手続府令第2条第1項に規定する登録届出者をいう。）に書面を郵送するための封筒（日本工業規格A4版の用紙1枚を折りたたんだ状態で郵送することができる大きさのもので、当該登録届出者の宛先を記載し、当該登録届出者が料金を負担するものに限る。）<u>2枚を同時に提出するものとする。</u></p> <p data-bbox="1169 1347 1301 1374">（添付書類）</p> <p data-bbox="1131 1378 2098 1465">2-2 電子手続府令第2条第6項の規定により電子開示システム登録届出書に添付する書類は、電子開示システム登録届出書の提出日以前3月以内に取得したものに限りことに留意する。</p>

B 個別ガイドライン（操作説明書）

基本ガイドライン1-1で規定する操作説明書を次のように定める。

EDINET概要書

（削る）

書類提出操作ガイド 各種

提出書類ファイル仕様書

（削る）

（削る）

企業別タクソノミ作成ガイドライン

報告書インスタンス作成ガイドライン

勘定科目の取扱いに関するガイドライン

B 個別ガイドライン（操作説明書）

基本ガイドライン1-1で規定する操作説明書を次のように定める。

EDINET概要書

提出者登録届出関係操作ガイド 各種

書類提出関係操作ガイド 各種

提出書類ファイル仕様書 各種

EDINETメール操作ガイド 各種

書類閲覧関係操作ガイド 各種

（新設）

（新設）

（新設）